

2006.10.15 /Vol.17

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第17号

目次

[投稿]

- 福井 淳 「文部少輔九鬼隆一の新潟県での学事演説を巡って」・ 2
谷本 宗生 「中村尚史「工業化資金の調達と地方官～日本鉄道会社の東北延線と岩手県～」高村直助編『明治前期の日本経済資本主義への道』日本経済評論社、2004年」…………… 4

[連載]

- 神辺 靖光 「学区の思想 (15)」…………… 5
佐喜本 愛 「第五高等中学校関係史料紹介
— (1) 高等中学校の修学旅行について—」…………… 7

[研究会便り]

- ◇谷本 宗生 「東京大会概要」…………… 7
◇個人報告概要
富岡 勝 「尋常中学校における校友会について (5)」…………… 9
田中 智子 「準官立」問題の生成と展開…………… 11
[お知らせ]…………… 12

[投稿]

文部少輔九鬼隆一の新潟県での学事演説を巡って

福井 淳

先般の東京大会で、1882年に文部少輔九鬼隆一が新潟で行った修身の重視、政談など空論の戒め、実学重視を内容とする学事の「演述」（以下「演説」とする）の筆記が、政府系政党である立憲帝政党の『東京日日新聞』（以下『日日』と略）ほかに掲載されたり社説で支持を受け、それに対して立憲改進黨の『東京横浜毎日新聞』（以下『毎日』と略）ほか民権政党機関紙が反発し批判したことについて、中間報告的なものを聞いていただいた。神辺先生・鄭さん始め会員の皆様からのご質問やコメントは大変有意義で、政治史の立場から大いに参考になった。記して感謝したい。そこで、報告では曖昧であった演説の日付と場所について今回若干調査をしたものを補足として聞いていただければ幸いである。

さて、演説自体は『日日』に9月30日から10月5日まで連載されたものが代表的であるが、それによれば、演説は新潟の県会の求めで行われたという。一方、帝政党の丸山作樂系『明治日報』は24日に新潟で県令の求めで行われた、とする。以下、新潟での巡視を明らかにするなかで答えを見つきたい。

そもそも九鬼が新潟（と石川）県の学事巡視に出発したのは、82年9月13日（『日本帝国文部省年報』第10）、帰京は11月4日（『毎日』7日付雑報）であった。目的として前掲『文部省年報』は、「今回ノ行到处郡吏学務委員等ニ対シテ教育ノ方向ヲ示論シ又其質問疑義ヲ弁明」するものであった、としている。文部省の路線を地域で直接説諭し、また疑念

を解いての推進を目指したものであったことが判る。

もちろん、新潟県は自由民権運動の活発な地域で、82年には全県的な北辰自由党に加え、高田で上越立憲改進黨、また北辰青年立憲帝政党（反民権）などが結成され、新潟町では「新潟演説会」などが政府を批判した。東京からも、81年に馬場辰猪・板垣退助・中島信行ら幹部たちの遊説があったのに続き、82年には自由党の巡回演説者 高橋基一・大石正巳、改進黨の高田早苗らが入った。地域の『新潟新聞』も、「総理」津田興二が福沢系であり、開成学校から名古屋師範学校教員などを経て慶応義塾に学び、福岡師範学校長などのキャリアがあった（丸山信『福沢諭吉とその門下書誌』慶応通信、1970年）。九鬼とは奇しくも同門で同い年の、教育界出身の民権派であった。同紙にも九鬼演説批判の社説がある。また遠からず自由党激化事件の「高田事件」も発生する。こうした県下の政治状況への危機感が巡視の背景にあったことは、演説内容からみても想像に難くない。

さて、巡視の行程であるが、『文部省年報』には記載がない。そこで津田の『新潟新聞』が雑報欄にかなりの報道をしているので、それで足跡を追いたい。九鬼は9月13日に東京を発すると、17日に県の西側である上越地方の高田（現上越市）に到着し（陸路か）、「二三小学校並びに中学校」を見分した。小学校では「説諭」、中学校では「教則の事に就きて厳論」をなしたという。高田から始められた

のは、前述のように民権運動の一中心地であったゆえか。18日は北上して柏崎で「大久保、柏崎、諏訪新田の三学校」を巡視した。大久保・諏訪ともに現在の柏崎市中心部である。以後さらに北上し、21日の三条を経て22日午前には汽船で県都新潟に入った。この日「各小学校」を巡視した後、県政の大きな課題であった新潟港修築（信濃川河口であるため土砂流下による水深低下に対して。『新潟県史』通史編6・近代1、1987年）予定の海岸を巡視。次いで景勝地の日和山で築港の絵図を閲覧したという。

そして24日、九鬼は午前9時に「属官を率い、永山（盛輝 - 筆者注）県令・木梨（精一郎 - 筆者注）大書記官及び学務官数名」と新潟学校に赴き、諸教場と附属小学校の授業、「女学部」（女子師範学科のことか）を巡視した。「新潟学校」とは、1872年11月に県令楠本正隆によって設立された県立の中等学校で、巡視当時は英語コース・国語コース・師範学科・女子師範学科を擁する（前掲『新潟県史』）、県教育界の一拠点であった。巡視が終わると、九鬼は講堂で「一篇の教育論を朗読」し、その後県立新潟医学校・同校附属病院産婆教場・新潟勸農場巡視を経て、午後には「新潟町校」の開校式に永山県令と臨席し、祝辞を述べた。この祝辞は全文が紙面にあるが、儀礼的なものである。

さて、この新潟学校での「教育論」の「朗読」こそ、問題の演説ではなかったか。『明治日報』のいう、24日に県令の求めで、に合致

する。『日日』は県会の求めとするが、新潟県会議場での演説はない。県会での動きが発端という意味か、県令の誤りか。

これ以後はどうか。翌25日、九鬼は佐渡へ渡り、「各小学校」を巡視。さらに29日、中越地方の出雲崎に戻って「同所の小学校」を巡視し、とくに「教員黒田利成氏に修身科の講義を望」んだことは注目される。30日には南下して直江津に到り、その南西の名立（なだち）に宿して途中の「各小学校」を巡視。31日には糸魚川で糸魚川校、「同所中学校」を巡視し、中学校では「中小学教員及び学務委員・郡吏・戸長らを集めて改正教育の主義及び君が親しく経歴されし本県下学事の実況をも演説」した。新潟巡視はここに終わり、10月1日、九鬼は直江津から汽船で石川県巡視へと向かったのである。

こうしてみると、判明する九鬼の演説は、高田の小中学校での「説諭」「厳諭」、新潟学校での「朗読」、糸魚川の中学での「演説」くらいである。しかし、高田のものは纏まったものであるかは判らず、31日の糸魚川校の演説では30日の新聞に間に合わない。『明治日報』の記述に一致し、また『日日』のいう県会の求めによる演説、という大きな位置づけの演説は、新潟学校の「朗読」こそがふさわしいものであろう。24日に新潟学校で行われた演説は九鬼とも近い薩摩閥の永山県令の要請で準備され、予定通り筆記されて東京の帝政党に渡され、『日日』ほかの機関紙を飾った、と舞台裏を想像してもみるのである。

[投稿]

中村尚史「工業化資金の調達と地方官

～日本鉄道会社の東北延線と岩手県～

高村直助編『明治前期の日本経済 資本主義への道』日本経済評論社、2004年

谷本 宗生

鉄道事業史に精通する中村尚史（東京大学社会科学研究所）は、1880年代における日本鉄道の岩手県地域への延線問題を取り上げ、地方官らの積極的な働きかけが地域社会にどのような影響を与えたのかを実証的に解明する。この時期、鉄道誘致が地域社会の振興に関与するものという認識が形成されはじめたこと、地方官や地方官吏らが積極的に活動し、地方行政組織が全面的に動員されたこと、鉄道誘致には巨額の資本金が必要とされ、投資リスクの分散・社会化が地域社会で相応にはかられたことなどが、その主要なポイントとして指摘される。

中村論文の構成は、次のとおりである。以下、論文の内容にふれていく。

はじめに

第1節 日本鉄道会社の線路延長と岩手県地域

- 1 1880年代前半における岩手県の鉄道認識
- 2 鉄道認識の変化

第2節 岩手県における日本鉄道速成運動の展開

- 1 日本鉄道速成運動の開始
- 2 各郡における株式募集活動の展開過程

第3節 速成運動の結果と意義

- 1 資金調達活動の結果と速成請願
- 2 鉄道速成運動の影響

おわりに

岩倉具視らが日本鉄道の創立願書を提出する1881年以前までは、岩手県では前途多難な鉄道敷設よりも北上川舟運の発展を重視していた。鉄道よりも、河川交通の整備こそが、地元岩手県の課題とされていた。ところが、1885年10月に山形県会が主導する山形鉄道設立運動の動向が『岩手新聞』などを介して伝わるようになって、鉄道問題への事態が大きく変化していく。地元新聞では、山形県に遅れるな！とばかりに、山形に対抗して鉄道誘致のための資金調達を速やかに進めるべきだと主張した。

これを受けて、岩手県としてもようやく事態の転回を把握すべく、県官吏を山形をはじめとする東北諸県に視察派遣する。視察した官吏から、県令へ宛て克明な報告書が提出された。それによれば、山形県以外の東北各県においていまだ鉄道問題は高揚しておらず、当の山形県構想のルートも地形上から建設はむずかしいであろうという指摘があった。しかし、山形県の財政力などによってはこれから鉄道計画が進展する懸念もあり、北上川の水運発展が予想以上に実際のところ望めないみとおしも加わって、岩手県の地域振興においては鉄道誘致がクローズ・アップされることになった。1885年11月、岩手県の通常県会において、「鉄道敷設請願ノ儀ニ付建議」が

可決される。12月、県令が「速に請願手続及び株式募集を整頓せられん事を欲す」と声明を發表し、「日本鉄道会社株券管内募集結約」を定めるなどして運動の組織化がはかられた。資金調達に地元の行政は関与しながらも、県庁としてはあくまで鉄道株金と租税とは行政上区別をした。

また岩手県といっても、三陸海岸沿いの気沼や九戸などの地域は、誘致されても北上川沿いの内陸部地域に鉄道が敷設されるであろうと目され、その直接的な恩恵が被れないとして誘致運動に地域的な温度差が必然的にみられた。加えて、盛岡を含む南北岩手や紫波三郡のなかでも、もっとも積極的に株式募集に応じたのは盛岡の商人・地主らであった。彼らは、すでに北上回漕会社への共同出資によって株式投資を経験しており、同社よりもより将来性・安定性が望まれる日本鉄道株への投資に移行していったものと思われる。これらによって、200万円を超える鉄道建設資金が、岩手県内でなんとか見込みがついたことは大きい。

1887年5月、日本鉄道は東北線を盛岡経由とすることを正式に決定する。岩手県の請願は、実質的に認可されることになった。近隣

の他地域に比べ、鉄道敷設が遅れると、地元地域の工業化・産業化にも悪影響するのではないかという危機意識は強迫観念となり、鉄道の誘致運動にかかわった地方官らの動向に典型的にみてとれる。地方行政の全県挙げての動員活動が展開されるなか、地域内部の思惑に加え、自身にとって少しでも有利な投資対象先とみなして速やかに行動した都市部商人らの市場的な動向も、近代資本主義化の一翼を担ったのではないだろうか。

上記に示したとおり、岩手県の鉄道誘致運動をケース・スタディとして、1880年代の地域側の経済動向を実証的に解明しようとする意欲的な研究である。しかしながら、中央政策と地元地域との相互作用という視角は、この論文では基本的には垣間みられない。中央政策に、地域社会の動向がどのように反映・影響しえたのかどうか、その関係性のなかで政策的な修正・調整が可能であったのかどうかなど、われわれの教育史研究における同様の課題が、経済史学など他の学問分野でも共有するものという印象をつよく感じた。

[連載]

学区の思想 (15)

神 辺 靖 光

学制の8大学区が公示された約4ヵ月後、陸軍の6軍管区が公示された(1873年1月9日・太政官布告第4号)。日本列島沿岸海上を五つに区切った海軍区ができるのは1886年。1870年代に日本全国を数区に区画したのは

文部省と陸軍だけである。陸軍の軍管は防衛の単位(後に鎮台が師団に変わってからは外征の戦術単位)であるとともに徴兵の区域である。軍管区の公示が徴兵令(明治5年11月28日・太政官布告第379号)に基づいて行わ

れたことでも明らかである。ついでながら海軍には徴兵がなかった。海軍は創設から1945年の解体に至るまですべて志願兵であった。

実際に就学したかどうかは別として学制が全国民の学齢児童に就学を強制したのに対し、徴兵令は全国民の壮丁に対し兵役を命じた。ただし徴兵免除や徴兵猶予の規定があるから実際に全壮丁が兵役に服することはこれもまた1945年の軍の解体まで一度もなかった。とは言え、全国民の学齢児童、壮丁を対象としたことで学制と徴兵令は共通項がある。そのことが日本列島を数区に区画する発想になった。

1873年の軍管区を見よう。学制の大学区と同じく、この時期は府県統廃合の進行中で6軍管区の太政官布告は府県別に示されているが、ここでも伝統的な地方名、国名で書く。

第1軍管…737万石、関東地方一円と越後、
佐渡、北信濃（旧長野県）、甲斐、駿河

鎮台—東京、営所—佐倉、新潟

第2軍管…422万石、奥羽地方一円

鎮台—仙台城、営所—青森

第3軍管…482万石、尾張から遠江までの東海道と越前から越中までの北陸道、これに美濃、飛騨、南信濃（筑摩県）が加わる。

鎮台—名古屋城、営所—金沢

第4軍管…629万石、畿内と近江、伊賀、伊勢、志摩、紀伊、播磨、備前、美作、伯耆、因幡、但馬、丹波、丹後、若狭

鎮台—大阪城、営所—大津、姫路

第5軍管…404万石、四国と出雲以西の山陰道、備中以西の山陽道

鎮台—広島城、営所—丸亀

第6軍管…448万石、九州一円

鎮台—熊本、営所—小倉

鎮台は各軍管区の本営である。第1軍管だけは旧江戸城が皇城になったため、鎮台を府内赤坂に置いたが、他の軍管鎮台はすべて旧大藩の城に置いている。鎮台だけでは広い軍管区を統轄できないから一、二ヶ所の営所を置いた。学制の大学区本部が府県名で表示されたのに対し、軍管区の鎮台は置所が明示されている。さきに鎮台が決められ、それを中心に軍管区が決められた印象を持つ。また大学区本部が港湾地に置かれたのに対し、鎮台は旧藩城地に置かれたのは文部と陸軍の性格を反映しているように見える。

前号で述べたように各大学区の石高は違いが大きい。これに対し、各軍管区の石高は比較的均衡している。区画の違いが最も目につく。大学区は古代の道州の観念から完全に抜け出せず、畿内七道に沿ったようにも見えるが軍管区は日本列島を輪切りにして、いずれも日本海から背梁の山岳地帯を越えて太平洋沿岸まで貫いている。各鎮台は隷下に歩兵連隊、騎兵、砲兵大隊、輜重小隊と海岸砲隊を持つことになっている。大学区本部が学校行政と就学促進を当面の任務としたのに対し、鎮台が徴兵と防備を当面の任務としたことからくる違いであろう。

[連載]

第五高等中学校関係史料紹介

— (1) 高等中学校の修学旅行について —

佐喜本 愛

高等中学校の修学旅行については敝会員の報告がある。それによれば明治21年3月31日から4月5日にかけて奈良、月ヶ瀬方面に職員21名、生徒99人で行ったものが第一回修学旅行だという。第五高等中学校関係史料で修学旅行に関する件が出てくるのは管見の限り「明治二十四年 雑件」の簿冊であり、そこには「修学旅行ニ同行願指令ノ件」と「生徒修学旅行証製(ママ)定ノ件」「修学旅行ニ関スル件」とある。現在、先方の都合上未見のままであり詳細は不明であるが、佐賀新聞を調査したところ第五高等中学校生徒が修学旅行として佐賀を訪れていたことが分かった。以下に紹介したい。

1891(明治24)年11月19日熊本第五高等中学生238人が修学旅行で藤津郡嬉野や西松浦郡有田杆島群武雄などを見学、県内で4泊する。1894(明治27)年12月2日修学旅行で来佐した第五高等中学校医学部の職員に知事が銘酒と鴨を贈る。

以前、ニューズレターで第五高等中学校生徒と干城学校(佐賀県出身の軍人が創設した、将来陸軍士官学校に進学することをその目的

とする学校)生徒が有田付近ですれ違った際、干城学校生徒が出会い銃による敬礼をしたが、五高生は何の反応もしないばかりか「冷笑」して過ぎ去ったという1891(明治24)年11月13日の佐賀新聞の記事を紹介したことがあるが、第五高等中学校生徒は修学旅行として佐賀に来ていたのである。

修学旅行は森有礼の師範教育改革に軍隊的な要素が導入されることに抵抗した高嶺秀夫東京師範学校長が行軍旅行に学術研究の要素を取り入れて修学旅行と称するようになったという(水原克敏『近代日本教員養成史研究』風間書房、1990年)。簿冊の件名及び新聞記事に「修学旅行」と明確に記されるその行事にすでに学術的要素が強く意識されていたからこそ干城学校の出会い銃などという軍隊的儀礼が「冷笑」されたのだろうか。しかし、敝会員の提示した第三高等中学校の史料には「発火演習」なるものが記されている。200人を超える生徒を引率して行われた修学旅行の具体的実践、変遷を追っていくことで高等中学校における人間形成、その教育観を見ていくことができると思う。

[研究会便り]

東京大会(2006年9月29日～30日)概要

谷本 宗生

9月29日(金)、午後1時から夕方5時まで、東京大学駒場博物館にて、折茂先生のご

了解のもと、予備門及び第一高等中学校関係史料をおおよそ確認することができた(参加

者6名)。近く開催予定の一高展の大きかりな準備作業のなか、80年代研の今回の要望を快諾してもらい、駒場博物館(岡本・折茂先生)には感謝したい。これから、駒場博物館のほうで関係史料の整理などがひと段落すれば、80年代研究会として大いに史料を活用していきたいと考えている。

夕方から午後10時過ぎまで、吉祥寺井の頭公園そばの創作和食店にて、秋の夜長たのしく研究会の懇親会を開催した(参加者8名)。今回の東京大会に久しぶりに参加された福井会員と他の若手会員らとの自己紹介・交流などが行われた。会の途中、富岡会員が所属大学のご都合などもあり、残念ながら8時ころ後ろ髪をひかれるようにして京阪神に戻られた。翌日午前の部の司会進行役については、富岡会員から佐喜本会員へバトン・タッチされた。

9月30日(土)、午前9時半から正午近くまで、高円寺区民2階集会室にて、科研費の申請案をめぐる検討が率直になされた(参加者7名)。研究費用項目などに加え、研究題目をめぐるさまざまな角度から意見が出され、それらを小宮山会員が研究代表として申請書として取りまとめることとした。

正午から1時間ほど、神辺顧問のご推薦で、高円寺駅前にあるうなぎ店にて、歓談しながら昼食をとった。半世紀を高円寺で過ごされたという顧問のお話(古老の弁)では、中央線沿線、とくに高円寺周辺には松本清張の作品にあるような、昔ながらの場末のお店が多いという指摘であった。話は余談になるが、駅前周辺には人文・社会科学系の古書店などもいくつかあって、古書の掘り出しモノも多

い(小宮山・谷本会員、相応に購入)。

午後1時過ぎから夕方5時ころまで、個人研究の検討及び近況報告がなされた(参加者6名)。田中会員の司会進行のもと、福井・田中・谷本の3会員がそれぞれ報告した。当初予定されていた富岡・佐喜本の両会員による研究報告については、当人ご欠席ということで、残念ながら次回以降とされた。

福井会員からは、近況活動に加え、「政党と教育～1882年を中心として～」というタイトルで、80年代の政治・教育状況に関する自身の問題提起がなされた。この福井報告に対しては、神辺顧問などフロアから、明治天皇が実際に「欧米ニ偏セシ学風ハ亡慮之ヲ洗除」するよう発言されたのかどうか、また東京専門学校には他の法律専門学校とは異なり、なぜ政治学科が設置されたのかなど、質問がよせられた。また田中会員の報告は、「「準官立」問題の生成と展開」というタイトルで、「準官立」という考え方がどのような経緯で生まれ、なにを具体的な要件として想定された認識であったのかを実証的に追究しようというもので、近代日本教育史の謎(ミステリー)を意欲的に解明しようとする研究であると感じられた。「～ニ準ジル」という認識が、いったい文部行政上どのような意味や拡がりをもつのか、研究会としても今後の進展が期待される。最後の谷本会員の報告は、自身の近況活動して、個人情報と史料の問題、史料の選別評価と廃棄の実際、そして金沢・四高120年祭の模様などについて、歴史研究やアーカイヴズの観点からポイントを示唆したものであった。大学予備門や第一高等中学校、第二高等中学校、第三高等中学校、第

四高等中学校、第五高等中学校など、関係史料の所在確認とその公開体制をめぐることは、80年代研としても、相応に責任をもって取り組んでいなければならないと思われる。

今回の研究会開催については、小宮山会員を介して世話人の富岡会員に、その開催場所や日程などを、調整してもらうよう依頼する

こととした。候補地としては、五高史料の調査ため熊本や、三高史料の所在確認のため京都などがもっか挙げられている。今後は、大会世話人を中心としながらも、各会員間の開催準備にあたってのサポートをできるだけ徹底していきたいと考える。ここは、研究会員の結束を望みたい。

◇個人報告概要

尋常中学校における校友会について（5）

富岡 勝

本連載を書くのが久しぶりになってしまった。第13号で東京府尋常中学校の例を簡単に紹介した際、「もしかしたら1890年ごろに尋常中学校と高等中学校との接続関係や校内体制に大きな変化があり、校友会もその変化と関係を持ったのではないかと述べた。以後この問題意識から調査と検討を進め、2006年9月の教育史学会で「尋常中学校における校友会組織の成立に関する考察—東京府尋常中学校学友会を中心に—」という題で発表した。9月30日の東京での研究会では、その学会発表に関連した報告をおこなうつもりであったが、急に仕事が入ってしまい、大変失礼いたしました。

本稿では、研究会での報告のかわりに、教育史学会での発表を振り返って、今後の課題を考えてみたい。

学会発表では、「尋常中学校の校友会成立の意味に関して、当時の尋常中学校の校内改革や上級学校との接続問題と結びつけて一つの仮説を提起していきたい」という目標を設定し、東京府尋常中学校の校友会組織設立の経緯、当時の校内状況、などについての調査内

容を紹介するとともに、「東京府尋常中学校の校友会組織学友会の設立は、高等中学校との接続の改善を目指す校内体制再編の一環であり、全校生徒の強制加入・運動部の存在・校長や教員の監督・校友会誌の発行などを特徴とするものである。1890年9月以降に設置された校友会組織は、その多くがこれらの特徴を有する。一方、それ以前の校友会組織にはこうした特徴をすべて備えたものはほとんど見られない。高等中学校へ接続する模範的尋常中学校の条件の一つとして「東京府尋常中学校型校友会組織」が広まっていったのではないかと提起した。

この発表において、明らかにできたと考えているのは、次の4点である。

その1 東京府尋常中学校の校友会組織である学友会が、「全校生徒の強制加入・運動部の存在・校長や教員の監督・校友会誌の発行」という特徴を備えていること。特に、強制加入制という点ではおそらく全国初であったということ。

その2 東京府尋常中学校で校友会組織が設置された1890年9月以降に校友会組織がつくられた尋常中学校では、その多くが、東京府尋常中学校と同様の強制加入型を採用していること。

その3 東京府尋常中学校の校友会組織と同様の強制加入型が第一高等中学校設置区域内および全国の尋常中学校に影響を与えた要因としては、(a)第一高等中学校との接続関係で東京府尋常中学校が一つのモデル校となった可能性があること、および、(b)東京府尋常中学校長勝山鞆雄が、次第に全国的規模となっていた尋常中学校校長会議の中心人物であったこと、が考えられること。

その4 第一高等中学校との接続関係改善を目指した東京府尋常中学校は、学力のレベルアップとともに生徒の品行の向上を重視し、そのための校内改革として職務細則や生徒管理規則の制定をおこなったが、校友会組織は、それらを支えるものとして位置づけられていたこと。

しかし、その3の(a)については、説明不足であったと反省している。つまり、第一高等中学校との接続改善と校友会との関係が明確でなかった点である。第一高等中学校木下広次も勝浦と同様、生徒の品性向上を非常に重視しており、高等中学校入学者に対しても学

力とともに品性を求め、特に品性の面では私立の予備学校ではなく、尋常中学校に期待した可能性があることを、発表で強調するべきであった。また、校友会組織設立以後、東京府尋常中学校が第一高等中学校との接続関係で、他の学校（他の尋常中学校および私立の中学校・受験予備校）と比べ、どのような位置にあったのかを示すことができればよかった。これについては、資料的制約が大きい現状である。第三高等中学校設置区域内における各尋常中学校から第三高等中学校への無試験入学については西山論文や厳論文によって解明されつつあるが、三高設置区域内以外は詳細不明である。今後、各設置区域内での尋常中学校から高等中学校への接続問題に関する資料の発掘作業を進めながら、第一高等中学校と東京府尋常中学校との接続関係についても、さらに明らかにしていきたい。

ハウスクネヒトとの関係についても、もう少し検討が必要であろう。ハウスクネヒトが考えた徳育と、ハウスクネヒトの教え子が普及しようとした徳育との間には内容的な差が見られるからである。帝国大学文科大学特設教育学科を首席で終えた本荘太一郎が、1890年8月に東京府尋常中学校教員に採用されて校内改革に関与しているが、ハウスクネヒト一本荘一勝浦校長の考え方を直線的に結びつけることには慎重でいなければならないであろう。

また、校友会について研究するのであれば、中等教育で課外活動が重視されるようになった意味自体をもっと考察することの必要について、神辺会員から指摘を受けた。これについても、東京府尋常中学校よりも早くから課

外活動の組織が活発であった中学校の場合を
検討しながら考えていきたいと考えている。

これらの反省を生かしながら、この学会発

表の内容を論文にまとめてみたいと思ってい
る。

◇個人報告概要

「準官立」問題の生成と展開

田中 智子

前回の報告で、同志社が徴兵猶予の特典をめぐり、文部省や京都府、政府高官に働きかけて展開した「準官立」化運動の実態を明らかにしたが、そもそも、「準官立（官立に準じる）」ということばは、いつどのような経緯で生まれ、何を要件として認識されていた概念なのであろうか。本報告は、この用語の生成経緯とその含意の変遷を考えることを目的とする。合わせて、徴兵令の猶予特典対象に私立学校が組み込まれる過程を考察したい。

管見の限りでは、1883年12月の改正徴兵令における、「官立大学校及ヒ之ニ準シタル官立学校本科生徒」に徴兵猶予の特典が付与されるという表現こそが、この発想の初出ではなかったかと思われる。11月から12月の元老院における同改正令審議記録を検討すると、そもそも元老院に原案が付議されたときには、この条項は存在していなかったことを確認できる。審議の過程で、官立大学校（具体的には東京大学）現役生徒にも猶予特典を付与することとなり、その際、同レベルとみなされる官立学校（具体的には札幌・駒場農学校）をどう表現して対象に加えるかが議論となり、そこで「之ニ準シタル」という用語が使用された。すなわち当初は、官立大学校以外の高等官立学校の表現のために、「之ニ準シタル」が登場したのである。

ところが改正徴兵令が發布されると、「之ニ準シタル」は私立学校に関わる問題へと拡大した。一つの動きが、1884年2月からの同志社・新島襄による運動である。学科課程の水準を満たし歩兵操練科の設置があれば、官立あるいは府県立学校に「準スル」ものとして私立学校にも徴兵猶予の特典を与えよとの要求がなされた。1884年8月、森有礼は「徴兵令改正ヲ請フノ議」を起草、「官立府県立学校ニ准スル学校」と記し、カリキュラムのレベルを満たし歩兵科を設置している私立学校にも特典享受の道を開く改正案を提示した。新島の要求に結果的に呼応したものといえよう。

(A)

一方、同年頭より慶応義塾・福沢諭吉も、私立学校にも徴兵を猶予せよとの運動を開始するが、その論理は新島・森とは異なっていた。内務卿山県有朋に対し、学習院や独逸学校のように宮内省などの筋から金銭的保護を受け、特別に「如何にも官立に準ずるの実を表す」学校としてほしいと持ちかけたのである。すなわち福沢は、「官立に準ずる」要件を、官からの金銭的支出であると捉えたといえる。これは、1884年10月に文部省から府知事県令に対し内示された「準官立学校準府県立学校ノ事」につながる発想である。同内示では、諸学校の準官立・準府県立化の条件

が示されているが、それはカリキュラムではなく、資金の管理を官あるいは府県へと委ねる問題として論じられている。さらにこれは、諸学校令体制下における1886年4月の諸学校通則へと結実していくことになる。(B)

森は1885年3月、新島の意を受けた小崎弘道に、猶予特典を得るには、「准官立学校」となるか、歩兵科を設置して改正徴兵令12条の適用を受けるかの二方法があると回答した。いずれも現行法では未規定である(B)(A)の発想を自明のものとして示していることになり注目される。

その後も森や北垣国道京都府知事を巻き込んだ新島の運動は続くが、1886年12月、徴兵令は再度改正され、文相により官府県立と「同等ノ学校」と認められれば、私立学校にも猶予特典が付与されることとなった。その

要件は、翌年3月の訓令により、高等小学校卒レベル以上であり、学校長と教員の任免方法が確立し、資本金2400円以上を有することとされた。かつて森が構想した、教育内容の水準と歩兵科設置が保証されていれば「官立府県立学校ニ准スル」とみなすという線ではなく、新たに資本金の問題が組み込まれたのである。「准官立」「官立に準じる」といった表現が消えたのは、諸学校通則との混同が懸念されたからであろうか。

新島は、なるべく「准官立」にならず(これは諸学校通則の適用を受けることと思われる)、歩兵操練の実施のみにて猶予特典を得たいと希望し高官への陳情を継続するが、資本金の問題がネックとなったものとみえ、結局猶予が認められるのは、1898年3月になってからのことであった。

[お知らせ]

次回研究会は、来年2月か3月に京都で開催します。来年度の具体的な調査計画の相談、これまで収集した資料の分析、研究報告などを行いましょう。世話役は富岡が担当します。11月末までには日程調整などを行いたいと思いますので、よろしくお願

いいたします。(富岡)

ニューズレター18号の締切日は、研究会の日程に合わせてたいと思いますので、後日再度連絡させていただきます。よろしくお願

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第17号 2006年10月15日発行
<研究会連絡先> 谷本宗生 「1880年代教育史研究会」事務局 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学史史料室気付 <HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/
<原稿送付先> E-mail: hyunjung4@hotmail.com 鄭 賢珠 〒606-8203 京都市左京区田中関田町2-26 田中関田団地1-205

